

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年岩手県条例第2号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 市町村は、国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）から国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 別に定める様式による基金事業貸付金所要額計算書

(2) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第3条 知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、当該貸付金の貸付けを決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた市町村が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金請求書を知事に提出しなければならない。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに別に定める様式による借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付金の実績報告)

第4条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の6月末日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 別に定める様式による基金事業貸付金償還計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

(貸付金の額の確定)

第5条 知事は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、貸し付けるべき貸付金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

(貸付金の償還)

第6条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌々年度以降3年度間において償還しなければならない。

2 前項の償還は、各年度の12月末日までに行わなければならない。

(償還期限の延期)

第7条 前条の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の償還期限を延期することができる。

(1) 災害その他不測の事態が生じた場合においてやむを得ない事情があると認められるとき。

(2) 前号に定めるほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により市町村が償還期限の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金償還期限延期申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、延期の可否及び期限を当該市町村に通知するものとする。

(繰上償還)

第8条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

- (1) 当該貸付金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該貸付金の貸付けの条件に従わなかったとき。
- (3) 第5条の規定により貸し付けるべき貸付金の額を確定した場合において、既にその額を超える貸付金が貸付けされているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

3 前項の規定に基づき市町村が繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第9条 知事は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金貸付台帳を備え付けておいて、常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けた市町村は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入台帳を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

(交付の申請)

第10条 市町村は、基金から法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金交付申請書に次掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金事業交付金所要額計算書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、交付金の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該交付金の交付を決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた市町村が、交付金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金の実績報告)

第12条 交付金の交付を受けた市町村は、当該交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月末日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金実績報告書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第13条 知事は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき交付金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 知事は、交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 当該交付金の交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(拠出金の額)

第15条 知事は、第13条の規定により確定した交付金の額の3分の1に相当する額を標準として、条例第3条第1項の規定により

市町村から徴収する法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額を決定する。

- 2 知事は、条例第3条第1項ただし書の規定により交付金の交付を受けた市町村を含む全ての市町村から拠出金を徴収する場合は、当該市町村を含む全ての市町村の長と協議して定めるところにより、各市町村ごとの拠出金の額を決定する。
- 3 知事は、前2項の規定により決定した拠出金の額その他必要な事項を市町村に通知するものとする。

（拠出金の納付）

第16条 市町村は、拠出金を交付金の交付を受けた日の属する年度の翌々年度の12月末日までに納付しなければならない。

（拠出金の納付期限の延期）

第17条 前条の規定にかかわらず、拠出金を納付することとされた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、拠出金の納付期限を延期することができる。

- （1） 災害その他不測の事態が生じた場合においてやむを得ない事情があると認められるとき。
- （2） 前号に定めるほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

- 2 前項の規定により市町村が納付期限の延期を求めるときは、納付期限の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金拠出金納付期限延期申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、延期の可否及び期限を当該市町村に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。